

令和元年度3月補正予算案総括表

(単位:千円)

一般会計予算総額 (補正後 101,842,925 対前年同期 100,251,159 比率 101.6%)	3,469,190	特定財源 2,116,421	一般財源 1,352,769
1 国の補正予算対応 1,994,298	1,994,298	1 国庫支出金 1,062,169	1 地方消費税交付金 △200,000
山形県施行急傾斜地崩壊対策事業費負担金 5,000 個人番号カード交付等事務 34,382 地籍調査事業 12,160 街路事業 71,022 道路新設改良事業 199,000 橋りょう長寿命化修繕事業 122,000 河川災害復旧事業 19,368 トンネル長寿命化修繕事業 44,000 消雪設備更新事業 10,000 アンダーパス安全対策事業 6,000 山形駅前地区消雪道路整備事業 147,000 タブレット導入事業(小学校) 733,558 タブレット導入事業(中学校) 351,007 トイレ改修事業(小学校) 227,197 屋内運動場高窓ガラス飛散防止対策事業(千歳小学校) 12,584		(1) 国の補正予算対応 979,185 防災・安全交付金 239,933 社会資本整備総合交付金 78,000 河川災害復旧費負担金 12,741 個人番号カード交付事業費補助金 34,382 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 533,411 学校施設環境改善交付金 80,718 (2) その他 82,974 生活保護費負担金 56,945 障がい児通所給付費負担金 9,248 障がい者自立支援給付費負担金 3,992 障がい者医療給付費負担金 12,789	地方消費税交付金 △200,000 (補正前 5,030,000 → 補正後 4,830,000)
2 災害復旧関連(台風19号等) 23,773	23,773	2 県支出金 27,812	2 財産収入 △144,000
山形県施行急傾斜地崩壊対策事業費負担金 884 農地農業用施設災害復旧事業 12,367 林道災害復旧事業 9,022 河川災害復旧事業 1,500		(1) 国の補正予算対応 8,370 地籍調査事業費負担金 8,370	土地建物売却収入 △144,000
3 産業の振興 752,577	752,577	(2) その他 19,442 市町村総合交付金(生活交通確保対策事業) 6,428 障がい児通所給付費負担金 4,624 障がい者自立支援給付費負担金 1,996 障がい者医療給付費負担金 6,394	3 寄附金 1,360,000
4 都市・社会基盤の整備 68,631	68,631	3 寄附金 11,750	ふるさと納税寄附金 1,360,000 (補正前 1,500,000 → 補正後 2,860,000)
生活バス路線維持費補助金 35,088 山形県施行道路整備事業費負担金 33,543		企画総務費寄附金 11,750	4 繰入金 336,769 財政調整基金繰入金 336,769 (補正前 1,229,981 → 補正後 1,566,750)
5 いきいきと暮らせるまちづくり 127,988	127,988	障がい児通所給付費 18,497 障がい児福祉サービス給付費 7,985 更生医療給付費 25,579 扶助費 75,927	

6 環境にやさしいまちづくり	△118,362	4 市債	1,014,700	【債務負担行為】 [追加]																							
山形広域環境事務組合負担金	△118,362	(1) 国の補正予算対応	1,007,400	<table><tr><th>事 項</th><th>期 間</th><th>限 度 額</th><td></td></tr><tr><td rowspan="2">民有林林道整備事業</td><td>令和元年度から</td><td rowspan="2">38,000</td><td>千円</td></tr><tr><td>令和2年度まで</td><td></td></tr></table>				事 項	期 間	限 度 額		民有林林道整備事業	令和元年度から	38,000	千円	令和2年度まで											
事 項	期 間	限 度 額																									
民有林林道整備事業	令和元年度から	38,000	千円																								
	令和2年度まで																										
7 積立金	619,596	土砂災害対策事業債	5,400	【繰越明許費】																							
財政調整基金積立金	607,423	都市計画街路事業債	28,700	<table><tr><th>会 計 名</th><th>事業数</th><th>繰越限度額</th><td></td></tr><tr><td>一 般 会 計</td><td>20</td><td>3,162,588</td><td></td></tr><tr><td>(うち国補正対応)</td><td>(13)</td><td>(1,948,682)</td><td></td></tr><tr><td>農業集落排水事業会計</td><td>1</td><td>12,489</td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td>21</td><td>3,175,077</td><td></td></tr></table>				会 計 名	事業数	繰越限度額		一 般 会 計	20	3,162,588		(うち国補正対応)	(13)	(1,948,682)		農業集落排水事業会計	1	12,489		合 計	21	3,175,077	
会 計 名	事業数	繰越限度額																									
一 般 会 計	20	3,162,588																									
(うち国補正対応)	(13)	(1,948,682)																									
農業集落排水事業会計	1	12,489																									
合 計	21	3,175,077																									
市民活動支援基金積立金	12,173	道路橋りよう整備事業債	245,600																								
8 繰出金	689	河川災害復旧債	6,600																								
農業集落排水事業会計	689	地方道路等整備事業債	29,200																								
		小学校建物大規模改造事業債	519,100																								
		中学校建物大規模改造事業債	172,800																								
		(2) 災害復旧関連(台風19号等)	7,300																								
		土砂災害対策事業債	900																								
		林道災害復旧債	5,300																								
		河川災害復旧債【一般単独債】	1,100																								

令和２年３月市議会定例会提出議案の概要（事件決議及び条例）

議第１６号 市道路線の認定について

道路法第８条の規定により、１５路線について市道に認定し、維持管理しようとするものです。

議第１７号 土地の処分について（元とがみ西公園用地）

元とがみ西公園用地の売却について、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例第３条の規定により、議決を求めようとするものです。

議第１８号 包括外部監査契約の締結について

令和２年度における包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第２５２条の３６第１項の規定により、議決を求めようとするものです。

議第１９号 山形市基本構想の変更について

本市の基本構想を変更するため、山形市基本構想に係る議会の議決に関する条例の規定により、議決を求めようとするものです。

議第２０号～議第２３号 ２市２町との間における定住自立圏形成協定の廃止について

２市２町との間において締結している定住自立圏形成協定を廃止するため、山形市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例の規定により、議決を求めようとするものです。

議第２４号 山形市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めようとするものです。

議第 25 号 山形市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例の廃止について

定住自立圏形成協定の廃止にあわせ、当該協定の議決に係る条例を廃止しようとするものです。

議第 26 号 山形市公設地方卸売市場業務条例の全部改正について

卸売市場法の改正に伴い、多様なニーズに対応できる公正な取引環境を整備するため、所要の改正を行おうとするものです

議第 27 号 山形市表彰条例の一部改正について

表彰にふさわしくないものの取扱いについて定めようとするものです。

議第 28 号 山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

学校運営協議会の委員及びスポーツ推進委員に支給する報酬並びに年額報酬の支給方法の特例について規定しようとするものです。

議第 29 号 山形市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の公務災害等に係る補償基礎額について規定しようとするものです。

議第 30 号 山形市手数料条例の一部改正について

建築物のエネルギー消費性能基準に係る省令の改正に伴い、新たな申請手数料について定めようとするものです。

議第 31 号 山形市印鑑条例の一部改正について

成年被後見人に係る印鑑登録の資格要件について見直しをしようとするものです。

議第 32 号 山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

放課後児童支援員の資格要件に係る新たな特例措置を設けようとするものです。

議第 3 3 号 山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

幼保連携型認定こども園の設備、運営等の基準に係る省令の改正に伴い、基準上必要な職員数に算入できる副園長又は教頭の資格要件に係る特例期間を延長しようとするものです。

議第 3 4 号 山形市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、動物愛護管理員を設置するとともに規定の整備をしようとするものです。

議第 3 5 号 山形市食品衛生法施行条例の一部改正について

食品衛生法の改正に伴い、規定の整備をしようとするものです。

議第 3 6 号 山形市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について

浄化槽法の改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保を浄化槽保守点検業者に義務付けようとするものです。

議第 3 7 号 山形市営住宅条例の一部改正について

定住人口の増加を図るため市営住宅の入居要件を緩和するとともに、民法の改正に伴い規定の整備をしようとするものです。

山形市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症について、国内での発生が後を絶たず、感染経路が不明なケースも全国的に発生しております。

県内での発生の可能性が高まってきていることから、市内での感染の発生に備えるため、山形市では、山形市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」といいます。）を設置しました。

今後、当面の対策として次のとおり実施いたしますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 本部設置日時

令和2年2月19日（水）午前10時00分

2 本部の構成

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長、保健所長
- (3) 本部員 上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長、市長部局に属する各部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長

3 当面の対策（連絡会議設置時の対策から下線部分を追加）

- (1) サーベイランス・情報収集
 - ア 医療機関からの感染症発生届による患者の把握
 - イ 感染症発生動向調査（毎週実施）による県内感染症の流行状況の把握
 - ウ 病原体検査の実施（山形県衛生研究所、国立感染研究所と連携）
- (2) 情報提供及び相談
 - ア 市民の方への迅速な情報提供と必要な注意喚起（拡充）
 - イ 帰国者・接触者相談センターの設置（2月10日から）
山形市保健所：8:30～21:00（緊急の場合は左記時間以外でも対応）
問合せ先 023-616-7274
 - ウ 電話相談窓口の設置 問合せ先は上記イと同じ。
- (3) 予防・まん延防止
 - ア 感染予防対策の周知啓発（拡充）
 - ・手洗いの励行、アルコール製剤等による手指消毒
 - ・咳エチケット、手を口や鼻、目にもっていかないことの励行
 - イ 衛生用品の備蓄
 - ウ 庁内における感染症対策
 - ・うがい、手洗いの徹底
 - ・窓口対応職員に対するマスク着用の呼びかけ
 - ・市庁舎等の入口へのアルコール手指消毒液の配置
 - エ 各省庁からの新型コロナウイルスに関する通知を関係機関等へ周知及び注意喚起
- (4) 医療
 - 帰国者・接触者相談センターにおける医療機関への受診誘導
- (5) 市民生活・経済の安定の確保
 - 観光や事業活動、学校行事等への影響の把握

問い合わせ先
山形市健康医療部（山形市保健所）
健康増進課
023-616-7270

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。
感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。
特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

●山形市保健所の連絡先

◀ 帰国者・接触者相談センター ▶ ◀ 一般相談窓口 ▶

電話番号 023-616-7274 (受付時間8:30~21:00)

※ 21:00以降であっても緊急の場合はご連絡ください

係

山形市保健所 健康増進課 感染症予防

令和2年2月17日改訂版

(株)大沼の取引事業者が利用できるセーフティーネット保証制度について

令和2年2月20日、(株)大沼が、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき、経済産業大臣から「大型倒産事業者」に指定された。これにより、取引事業者などのうち資金繰りに支障が生じている中小企業者が融資を受ける際、セーフティーネット保証1号という特別枠の保証制度利用が可能となる。

<セーフティーネット保証1号>

連鎖倒産防止を目的とした信用保証制度

(1) 保証対象者

- ① 当該事業者に対して50万円以上の売掛金債権等を有している中小企業者
- ② 当該事業者に対し50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該事業者の取引規模が20%以上である中小企業者

(2) 保証限度額 2億8,000万円（一般保証とは別枠）

(3) 保証料率 1.0%

（内訳：県0.46%、市0.34%、保証協会0.2% 企業負担はゼロ）

(4) 対応する融資制度【山形県の制度】

「山形県商工業振興資金(経営安定資金第2号)」

融資条件：運転資金、8,000万円以内、7年以内（据置2年以内）、利率年1.6%、

(5) 相談窓口 金融機関及び山形県信用保証協会（647-2247）

問い合わせ先
商工観光部雇用創出課
TEL 641-1212 内416

山形連携中枢都市圏ビジョンの策定について

１．目 的

連携中枢都市圏の中長期的な将来像や連携協約に基づき推進する具体的取組、成果指標などを示すために策定（連携中枢都市圏を形成するために策定が義務付けられている）

２．内 容

別添のとおり

３．連携中枢都市圏形成に係る手続き

- ① 連携中枢都市宣言（令和元年６月２７日）
- ② 連携協約の締結（令和２年１月９日）
 - ※ 事前に議会の議決が必要（１２月議会）
- ③ 連携中枢都市圏ビジョンの策定・公表（策定日：令和２年２月１９日）

問い合わせ先
企画調整部企画調整課
TEL 023-641-1212 内212

山形連携中枢都市圏ビジョン 【ダイジェスト版】

令和2年2月19日

山形市

1 連携中枢都市圏の形成に向けて

◎連携中枢都市圏ビジョン策定の趣旨

我が国の人口は少子高齢化の進展等により平成 20（2008）年をピークに減少に転じたといわれており、国勢調査においても、平成 27（2015）年の調査で、初めてそれが裏づけされる結果となった。また、東京圏への人口集中も加速度的に進んでおり、地方では、住民が快適で安心して暮らしていくための基盤が失われたり地方公共団体が行政サービスを持続的に提供できなくなってしまうことが懸念されている。

そうした状況に対応するため、国においては、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣自治体と連携し、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を目指す「連携中枢都市圏構想」を推進している。

本ビジョンは、こうした連携中枢都市圏構想の趣旨に基づき、山形連携中枢都市圏が将来にわたり一定の圏域人口を有し、生活の質の向上や経済の維持発展を図るため、圏域内の各市町が連携する取組の方向性と内容を定めるものである。

◎連携中枢都市圏及び圏域を構成する市町の名称等

ア 連携中枢都市圏の名称

山形連携中枢都市圏

イ 圏域を構成する市町の名称

山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町

◎具体的取組の期間

総務省が制定した連携中枢都市圏構想推進要綱において、具体的取組の期間をおおむね 5 年間とするよう定められているため、本ビジョンの取組期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とする。

ただし、当該期間中においても所要の変更を行うものとする。

◎PDCA サイクルの構築

本ビジョンに位置付けられる取組については、成果を定量的に把握できるよう取組の区分ごとに成果指標（KPI）を設定し、進捗管理を行う。具体的には、毎年度 KPI の達成状況等を把握することにより、取組の成果を検証し継続的な改善につなげる PDCA サイクルを構築する。また、各取組の実施状況を翌年度の各市町の 9 月議会へ報告する。

さらに、本ビジョンを見直すに当たっては、外部の視点である連携中枢都市圏ビジョン懇談会において、同様の視点で取組の成果を検証し、その結果を反映させるものとする。

2 連携中枢都市圏の中長期的な将来像

◎圏域の将来像

平成 22 年と平成 27 年の国勢調査の結果を比較すると、圏域の人口は、山形県内の他の地域と比べて減少率は低いものの、9,144 人（1.7%）減少している（尾花沢市・大石田町も含めた村山地域では 11,949 人（2.1%）の減少、山形県全県では 3.9%、最上地域で 7.6%、置賜地域で 5.3%、庄内地域で 5.0%の減少）。このままの状況が続いた場合、この圏域においても、今後、地域経済を支える労働力人口や子どもの減少と更なる高齢化が進展し、消費の縮小や労働力人口の減少に伴う税収の減少につながるだけでなく、社会保障費の増大など、様々な側面で住民生活に影響することが懸念される。

これまで、この圏域では、東南村山、西村山、北村山の各々の域内で、定住自立圏の形成や一部事務組合、企業団の設置等により、地域医療や福祉、公共交通、し尿処理、環境リサイクル、上下水道、消防及び救急業務、斎場の設置などで連携した取り組みを行い、域内の生活関連機能サービスの向上に努めてきた。しかし、首都圏への一極集中や地域間競争が激しさを増す中、これからは、今まで以上に広い範囲・分野で連携を深め、圏域を一体的に発展させるため、更なる取組が必要となっている。

このような状況を踏まえ、県内唯一の中核市となった山形市と近隣の市町が、相互に連携し補完する関係を築きながら「山形連携中枢都市圏」を形成し、経済も含めた幅広い分野で圏域の活性化に向けた取組を推進することによって、誰もが安心して快適に暮らせる圏域づくりを目指す。各市町が互いに連携・協力しながら役割分担して生活機能の充実のみならず、経済基盤や都市機能の強化を図るとともに、行政と圏域の住民や団体等が協働して圏域の自然、歴史、文化を見つめ直し、その魅力を活かし、高めていく。

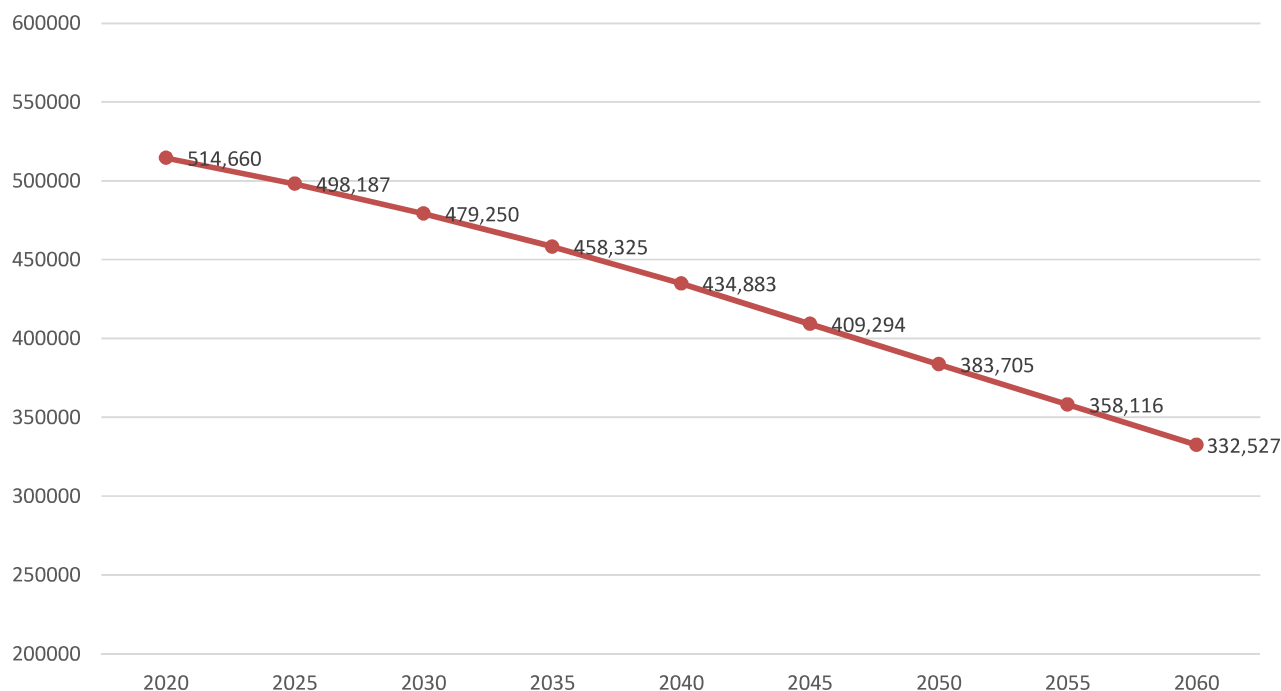
みどり豊かな山々、清流など圏域の強みである恵まれた自然環境を観光振興や産業振興に活かし地域経済の活性化を図るとともに、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる環境づくりを進め、子どもたちが健やかに育ち、高齢者が元気に生き生きと活躍でき、多くの世代が積極的に交流することのできるゆとりや心の豊かさにあふれた圏域づくりに努める。また、こうした圏域の財産を次の世代に引き継ぐとともに、さらに発展させていくため、圏域内外の活発な交流を通じ、一人ひとりが個性と能力を発揮し、夢と希望をもって、生き生きと暮らせる魅力ある圏域を目指す。

⑥中長期的な人口の目標

国立社会保障人口問題研究所の推計によると、圏域の人口は2060年に約33万人まで減少するが、連携中枢都市圏での連携した取組及び各市町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく取組により、圏域人口50万人を維持していくことを目標とする。

	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
推計人口 の合計	514,660	498,187	479,250	458,325	434,883	409,294	383,705	358,116	332,527

※ 国立社会保障人口問題研究所による各市町の推計人口の合計
(2050年以降は国立社会保障人口問題研究所の推計人口をそのまま推移させた数値)



3 連携協約に基づき推進する具体的取組及び成果指標（KPI）

⑥具体的取組の区分及び各区分ごとの成果指標（KPI）

ア 圏域全体の経済成長のけん引

指 標	基準値	目標値	出典
圏域全体の従業者数（人） （民営事業所）	229,693	235,000	経済センサス
	平成28年	令和6年	
圏域全体の総生産額（百万円）	1,963,077	2,300,000	山形県市町村民経済計算
	平成28年	令和6年	
圏域内の従業者一人当生産額（千円）	8,547	9,787	経済センサス 山形県市町村民経済計算
	平成28年	令和6年	
圏域の観光客数（人）	23,948,766	26,000,000	山形県観光者数調査
	平成30年	令和6年	
圏域に係る関係人口の数（人）	670,551	800,000	独自集計
	平成30年	令和6年	

イ 高次の都市機能の集積・強化

指 標	基準値	目標値	出典
圏域全体の公共交通利用者数（人） （圏域内のＪＲ有人駅及び圏域内複数市町をまたぐバス路線「地域間幹線系統」、圏域内複数市町をまたぐコミュニティバスの利用者数）	10,066,986	11,000,000	各市町の統計情報 山交バス・ＪＲからの提供
	平成30年	令和6年	
老年人口のうち日常生活が自立している割合（％）（要介護２未満の割合）	89.6	92.0	各市町の統計情報
	平成30年	令和6年	

ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

指 標	基準値	目標値	出典
圏域外からの転入者数（人）	11,023	12,000	住民基本台帳人口移動報告
	平成30年	令和6年	
圏域外への転出者数（人）	11,668	11,000	住民基本台帳人口移動報告
	平成30年	令和6年	
大学生の地元定着率（％）	36.2%	50.0%	やまがた創生戦略協議会 （ＣＯＣ＋）資料
	平成30年	令和6年	
高校生の地元定着率（％）	50.6%	60.0%	学校基本調査
	平成30年	令和6年	

4 具体的取組及び成果指標（KPI）の一覧表

ア 圏域全体の経済成長のけん引

連携中核都市圏ビジョンに規定する項目				山形市	寒河江市	上山市	村山市	天童市	東根市	山辺町	中山町	河北町	西川町	朝日町	大江町
連携協約に規定する項目															
区分	連携項目														
	連携施策		連携事業												
ア 圏域全体の経済成長のけん引	a	産学金官民一体となった圏域の経済成長等の推進体制の整備	【1】連携中核都市圏ビジョン懇談会の開催	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
ア 圏域全体の経済成長のけん引	b	産業クラスターの形成、イノベーションの実現、新規創業の促進及び地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	【2】山形市売上増進支援センター（Y-biz）の広域活用	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
ア 圏域全体の経済成長のけん引	b	産業クラスターの形成、イノベーションの実現、新規創業の促進及び地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	【3】新卒者への地元・企業情報等の共同発信	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
ア 圏域全体の経済成長のけん引	c	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	【4】圏域特産品等の販路拡大の促進	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
ア 圏域全体の経済成長のけん引	c	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	【5】展示会への共同出展によるものづくり企業の販路拡大支援	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
ア 圏域全体の経済成長のけん引	c	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	【6】ふるさと納税を活用した圏域特産品等のPR	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
ア 圏域全体の経済成長のけん引	d	戦略的な観光施策の展開	【7】連携による広域観光の促進	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
ア 圏域全体の経済成長のけん引	e	その他の圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	【8】圏域全体の経済成長のけん引に係る新たな施策の検討・推進	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
成果指標（KPI）		基準値	目標値	出典											
圏域全体の従業者数（人） （民営事業所）		229,693 （平成28年）	235,000 （令和6年）	経済センサス											
圏域全体の総生産額（百万円）		1,963,077 （平成28年）	2,300,000 （令和6年）	山形県市町村民経済計算											
圏域内の従業者一人当生産額（千円）		8,547 （平成28年）	9,787 （令和6年）	経済センサス 山形県市町村民経済計算											
圏域の観光客数（人）		23,948,766 （平成30年）	26,000,000 （令和6年）	山形県観光客数調査											
圏域に係る関係人口の数（人）		670,551 （平成30年）	800,000 （令和6年）	独自集計											

イ 高次の都市機能の集積・強化

連携中枢都市圏ビジョンに規定する項目				山形市	寒河江市	上山市	村山市	天童市	東根市	山辺町	中山町	河北町	西川町	朝日町	大江町
連携協約に規定する項目			連携項目												
区分			連携施策	連携事業											
イ	高次の都市機能の集積・強化	a	高度な医療サービスの提供	【9】次世代型医療用重粒子線照射装置利用者等への支援	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
イ	高次の都市機能の集積・強化	a	高度な医療サービスの提供	【10】24時間健康・医療相談サービス業務	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
イ	高次の都市機能の集積・強化	b	高度な中心拠点の整備及び広域的公共交通網の構築	【11】連携中枢都市圏公共交通ネットワーク協議会の設置・運営及び事業の実施	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
イ	高次の都市機能の集積・強化	b	高度な中心拠点の整備及び広域的公共交通網の構築	【12】奥羽新幹線の整備実現	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
イ	高次の都市機能の集積・強化	c	高等教育機関等と連携した地域の人材育成	【13】保健所・大学を活用した健康等に関する共同研究と利活用	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
イ	高次の都市機能の集積・強化	d	その他の高次の都市機能の集積・強化に係る施策	【14】高次の都市機能の集積・強化に係る新たな施策の検討・推進	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
成果指標（KPI）			基準値	目標値	出典										
圏域全体の公共交通利用者数（人） （圏域内のＪＲ有人駅及び圏域内複数市町をまたぐバス路線「地域間幹線系統」、圏域内のコミュニティバスの利用者数）			10,066,986 （平成30年）	11,000,000 （令和6年）	各市町の統計情報 山交バス・ＪＲからの提供										
老年人口のうち日常生活が自立している割合（％）（要介護２未満の割合）			89.6 （平成30年）	92.0 （令和6年）	各市町の統計情報										

ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

連携中核都市圏ビジョンに規定する項目					山形市	寒河江市	上山市	村山市	天童市	東根市	山辺町	中山町	河北町	西川町	朝日町	大江町
連携協約に規定する項目																
区分	連携項目															
	連携施策			連携事業												
ウ	圏域全体の生活関連機能サービスの向上	A	生活機能の強化に係る政策分野	a	医療体制の充実	【15】休日及び夜間における診療体制の充実										
ウ	圏域全体の生活関連機能サービスの向上	A	生活機能の強化に係る政策分野	a	医療体制の充実	【16】健康ポイント事業										
ウ	圏域全体の生活関連機能サービスの向上	A	生活機能の強化に係る政策分野	c	福祉の充実	【17】子育て支援センターの相互利用										
ウ	圏域全体の生活関連機能サービスの向上	A	生活機能の強化に係る政策分野	c	福祉の充実	【18】子ども安全情報配信事業の拡大										
ウ	圏域全体の生活関連機能サービスの向上	A	生活機能の強化に係る政策分野	f	地域振興の充実	【19】森林病害虫被害対策事業										
ウ	圏域全体の生活関連機能サービスの向上	A	生活機能の強化に係る政策分野	i	その他の生活機能の強化に係る施策	【20】消防事務の受委託										
ウ	圏域全体の生活関連機能サービスの向上	A	生活機能の強化に係る政策分野	i	その他の生活機能の強化に係る施策	【21】消費生活相談事業の拡大										
ウ	圏域全体の生活関連機能サービスの向上	A	生活機能の強化に係る政策分野	i	その他の生活機能の強化に係る施策	【22】生活機能の強化に係る新たな施策の検討・推進										
ウ	圏域全体の生活関連機能サービスの向上	B	結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	e	圏域内外の住民との交流及び移住の促進	【23】移住・定住促進のための共同での情報発信										
ウ	圏域全体の生活関連機能サービスの向上	B	結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	e	圏域内外の住民との交流及び移住の促進	【24】山形市東京事務所等を活用した共同での移住促進PR										
ウ	圏域全体の生活関連機能サービスの向上	B	結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	e	圏域内外の住民との交流及び移住の促進	【25】高校生を対象としたふるさと教育の推進										
ウ	圏域全体の生活関連機能サービスの向上	B	結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	e	圏域内外の住民との交流及び移住の促進	【26】空き家活用情報の共同発信										
ウ	圏域全体の生活関連機能サービスの向上	B	結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	e	圏域内外の住民との交流及び移住の促進	【27】お試し住宅の広域活用										
ウ	圏域全体の生活関連機能サービスの向上	B	結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	f	その他の結びつきやネットワークの強化に係る施策	【28】山形市市民活動支援センターの広域活用										
ウ	圏域全体の生活関連機能サービスの向上	B	結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	f	その他の結びつきやネットワークの強化に係る施策	【29】山形市男女共同参画センターの広域活用										
ウ	圏域全体の生活関連機能サービスの向上	B	結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	f	その他の結びつきやネットワークの強化に係る施策	【30】結びつきやネットワークの強化に係る新たな施策の検討・推進										
ウ	圏域全体の生活関連機能サービスの向上	C	圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	c	圏域内市町の職員等の交流	【31】職員研修の拡充										
ウ	圏域全体の生活関連機能サービスの向上	C	圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	d	その他の圏域マネジメント能力の強化に係る施策	【32】固定資産課税客体管理及び全庁共用空間データ整備に資する航空写真図整備事業										
ウ	圏域全体の生活関連機能サービスの向上	C	圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	d	その他の圏域マネジメント能力の強化に係る施策	【33】圏域マネジメント能力の強化に係る新たな施策の検討・推進										
成果指標（KPI）					基準値	目標値	出典									
圏域外からの転入者数（人）					11,023 （平成30年）	12,000 （令和6年）	住民基本台帳人口移動報告									
圏域外への転出者数（人）					11,668 （平成30年）	11,000 （令和6年）	住民基本台帳人口移動報告									
大学生の地元定着率（％）					36.2% （平成30年）	50.0% （令和6年）	やまがた創生戦略協議会（COC+）資料									
高校生の地元定着率（％）					50.6% （平成30年）	60.0% （令和6年）	学校基本調査									

東日本大震災九周年 追悼・復興祈願式概要

1 趣旨

東日本大震災から九周年を迎えるにあたり、ピーク時には5,854名の避難者を受入れ、今なお593名（令和2年1月30日現在）の方々が避難生活を送られている山形市において、世界平和を願い制作した千年和鐘を打鐘し、犠牲者の追悼と東北の復興を祈願する。

2 日時 令和2年3月11日（水） 14時40分から15時30分まで

3 場所 山形市役所「千年和鐘」前

4 主催 山形市

5 参加予定者（約100人）

（1）主催

山形市

（2）来賓（予定）

山形県知事、山形市議会議長、山形市議会副議長、山形市議会議員

（3）一般参加

どなたでも参加できます。

6 主な内容

（1）国主催の東日本大震災九周年追悼式の同時中継及び黙とう

ア 国主催の式典の模様を会場においてテレビ中継する。

イ 発生時刻の14時46分に国主催の式典と連携し、参加者全員で黙とうする。

ウ 内閣総理大臣の式辞と皇族のおことばを拝聴する。

（2）主催者あいさつ 山形市長

（3）来賓あいさつ 山形県知事、山形市議会議長

（4）「千年和鐘」打鐘

参加者から順次、打鐘をいただく。（打鐘後は流れ解散）

問い合わせ先

総務部防災対策課

TEL 023-641-1212 内216

山形市 LINE 公式アカウント 友だち登録キャンペーンの実施について

山形市では多くの方が利用している LINE を活用した情報発信を行うため、LINE 公式アカウントを開設し、2月1日から運用を開始しました。LINE での情報発信を効果的に行うためには、友だち登録をしてもらうことが不可欠であり、この度登録者を増やすため山形市 LINE 公式アカウントと友だちになってくださった方の中から、下記の商品等が抽選で当たるキャンペーンを実施します。

1 友だち登録キャンペーン

山形市 LINE 公式アカウントを友だち登録してくださった方の中から、下記の商品等が抽選で当たるキャンペーンを実施します。

〈募 集 期 限〉令和2年2月29日(土)

〈プレゼント内容〉 ◎ 市長の椅子に座って市長と記念撮影ができる 3人
→ 撮影日：令和2年3月26日(木)午前10時～(15分間)

◎ 黒沢温泉ペア宿泊券 1人

◎ 山形まるごと館 紅の蔵 食事券(5,000円分) 10人

◎ 市報「広報やまがた」の表紙を飾れる 4人

→ 撮影日：3月1日～19日(土日祝を除く。1時間程度)

◎ 最上義光の甲冑(レプリカ)着用体験 1人

→ 体験日：午前10時～午後3時(最上義光歴史館の休館日を除く)

◎ ベニちゃんグッズ詰め合わせ 20人

〈募 集 方 法〉山形市 LINE 公式アカウントから、友だち登録してくださった方全員に概要と応募専用ページを配信します。すでに友だち登録している方も抽選に参加できます。

2 山形市 LINE 公式アカウントの概要

(1) アカウント

アカウント名：山形市(@yamagatacity)

URL：<https://lin.ee/qhQJqMu>



(2) 発信する情報

市の施策、イベント・観光及び災害・防災に関する情報等

(3) 運用開始

令和2年2月1日

(4) 登録者数

2,128人(2月18日現在)

(5) 機能等について

トークやタイムラインを使って市政情報を発信するほか、ごみの名前を入れると分別方法等について回答する「自動応答機能」も備えています(全てのごみには対応していません)。



▲ トーク画面(サンプル)

問合せ先

総務部広報課

TEL 023-641-1212 内 229

LINEで 友だちになろう!

@yamagatacity

うれしい情報をLINEでお届け!



LINEの友だち追加から
ID検索またはQRをスキャンして登録してね♪

© LINE